

## 平成 30 年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

### ◎ 基本方針

- ・ 委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会となることに寄与する。
- ・ 「可児市いじめの防止に関する条例」第 13 条及び「可児市いじめ防止基本方針」に基づき、通報・相談のあった事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を支援していく。
- ・ 子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関がいじめの防止に主体的に、相互に連携できるよう、条例、基本方針及び当委員会の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

### ○ 委員会会議の開催

- ・ 定例会議は、年 6 回（奇数月第 4 木曜日）の開催とする。また、必要に応じて臨時の会議を開催する。

### ○ 委員による学校訪問、教職員との懇談会の開催

- ・ 小中学校教職員と委員との懇談会を実施する。今年度は、蘇南中学校、中部中学校、西可児中学校、東可児中学校、広陵中学校を対象とする。
- ・ 学校との日程調整を行い、9 月～12 月の間に開催する。
- ・ 事務局からのケース報告や担当するケースにより随時の学校訪問を実施する。

### ○ 通報・相談への取組

- ・ 当委員会への通報・相談がしやすい環境を整える。特に子ども自らが相談しやすい環境づくりに努める。
- ・ 子育てや健康づくりに関わる組織が集約される「可児市子育て健康プラザ mano（マーノ）」の相談窓口と連携し、その知見を統合して支援に取り組む。
- ・ 通報・相談を受けた事案ごとに担当委員を決めて事務局との連絡を密にし、委員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、委員による相談者への直接の面接相談の機会を設けていく。
- ・ いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・ 相談の中で複数の機関の関わりや、関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。

### ○ 広報・啓発の取り組み

- ・ 小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力団体との連携の強化を図り、いじめ防止に関連する研修の講師依頼に応えることに努力していく。
- ・ いじめ防止パンフレット（小・中学生用）に、専門委員からのメッセージを記載し、「いじめ防止」を子どもたちへ呼びかけるほか、広報紙に活動状況を情報提供していく。